

議案第56号

久喜市栗橋文化会館条例の一部を改正する条例

久喜市栗橋文化会館条例(平成22年久喜市条例第173号)の一部を次のように改正する。

第4条ただし書中「第3条」を「前条」に改める。

第21条中「に定めるもののほか、会館の管理」を「の施行」に改め、同条を第26条とし、第20条の次に次の5条を加える。

(指定管理者による管理)

第21条 市長は、会館の設置の目的を効果的に達成するため、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に、会館の管理に関する業務のうち次に掲げるものを行わせることができる。

(1) 第4条各号に掲げる業務

(2) 会館の施設(設備及び物品を含む。以下同じ。)(図書室を除く。)の維持管理に関する業務

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が別に定める業務

2 指定管理者が前項各号に掲げる業務(以下「指定管理業務」という。)を行う場合における第5条第2項、第6条、第8条、第9条、第11条第1項、第12条及び第14条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第11条第2項中「市」とあるのは「市又は指定管理者」とする。

(利用料金収入の帰属及び利用料金の額の決定)

第22条 市長は、法第244条の2第8項の規定により、指定管理者に会館の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を当該指定管理者の収入として收受させることができる。

2 前項の場合における利用料金は、指定管理者が別表に定める範囲内で定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ利用料金について市長の承認を受けなければならない。ただし、ボランティアビューロー及び展示室は無料とする。

(利用料金の納付等)

第23条 利用権利者は、指定管理者が指定管理業務を行う場合においては、第17条の規定にかかわらず、前条第2項の規定により指定管理者が定めた利用料金を会館の利用の許可の際に指定管理者に納付しなければならない。

2 指定管理者は、利用権利者が前項の規定に違反したときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことが

できる。

- 3 市又は指定管理者は、利用権利者が前項の規定による処分を受け、これによって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

(利用料金の減免)

第24条 指定管理者は、規則で定めるところにより、第22条第2項の規定により定めた利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の返還)

第25条 指定管理者が収受した利用料金は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を返還する。

- (1) 会館の管理上特に必要があるため、利用の許可を取り消したとき。
- (2) 利用権利者の責めに帰することができない理由により、会館の施設等を利用することができないとき。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 指定管理者に会館の管理を行わせるときは、施行日前に改正前の久喜市栗橋文化会館条例の規定により市長がした利用の許可その他の処分(施行日以後の利用に係るものに限る。)又は市長に対してされた申請その他の行為(施行日以後に指定管理者に管理を行わせることとなる業務に係るものに限る。)は、施行日以後における改正後の久喜市栗橋文化会館条例の適用については、同条例の相当規定に基づいて当該指定管理者がした利用の許可その他の処分又は当該指定管理者に対してされた申請その他の行為とみなす。

平成27年6月4日提出

久喜市長 田 中 暄 二

提案理由

久喜市栗橋文化会館へ指定管理者制度を導入することに伴い、この案を提出するものであります。